

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 上下水道局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の広告（3件）【上下水道局水道部
浄水課】

2

北九州市上下水道局公告第10号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月5日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 契約内容

- (1) 業務の名称及び予定数量
機械脱水汚泥処分業務委託 3,500トン
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業

者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥のすべてを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大500トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 公告の日から平成30年3月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成30年3月9日は、午前10時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、公告の日から平成30年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに競争参加の申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成30年2月19日午後4時30分までに必着のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成30年3月9日午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第11号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月5日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 委託内容

- (1) 業務の名称及び予定数量
天日乾燥汚泥処分業務委託 2,000トン
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業

者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥のすべてを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大400トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 日時 公告の日から平成30年3月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成30年3月9日は、午前10時20分まで。
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、公告の日から平成30年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに競争参加の申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成30年2月19日午後4時30分までに必着のこと。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室
 - イ 日時 平成30年3月9日午前10時20分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第12号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月5日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 契約内容

- (1) 業務の名称及び予定数量
浄水汚泥等処分業務委託 500トン
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業

者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥のすべてを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大250トン及び1月当たり最大250トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 日時 公告の日から平成30年3月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成30年3月9日は、午前10時40分まで。
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、公告の日から平成30年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに競争参加の申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成30年2月19日午後4時30分までに必着のこと。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室
 - イ 日時 平成30年3月9日午前10時40分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155